

法人二税申告書の添付書類について

次に該当する法人は、今回送付した申告書様式に加え、下記の様式等を申告書に添付して提出してください。

下記のほか、必要な書類につきましては、ホームページよりダウンロードしていただくか、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

区分	提出様式、書類等	本県本店のみ提出
医療法人	所得金額に関する計算書（第6号様式別表5） 医療法人の所得に関する計算書及び付表 法人税申告書別表4 決算書（貸借対照表、損益計算書等）、雑収入明細書 介護保険法による保険収入に関する明細書 その他収入に含めないとした施設整備に充てられた部分を含む支援金（補助金）の金額及び内容のわかる書類	○
農事組合法人	所得金額に関する計算書（第6号様式別表5） 農業に係る所得金額計算書 法人税申告書別表4 決算書（貸借対照表、損益計算書等） 農事組合法人調査票	○
外形標準課税法人・資本金又は出資金1億円超で電気供給業（送電事業等を除く）を行う法人（下の項目の電気供給業・ガス供給業を行う法人も重複部分を除いて該当する）	付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2） 所得金額に関する明細書(第6号様式別表5)第6号様式(その2)に添付必須 付加価値額に関する計算書（第6号様式別表5の2の2） 資本金等の額に関する計算書（第6号様式別表5の2の3） 報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3） 純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4） 純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5） 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書（第6号様式別表5の6の2） 計算書（積算資料）、決算書、法人税申告書の写し	○
電気供給業・ガス供給業を行う法人	収入金に関する計算書（第6号様式別表6） 決算書（貸借対照表、損益計算書等）、雑収入明細書 電気事業収入のわかる書類 法人税申告書別表4 （所得金額の算定に係る計算書）	○
学校法人・社会福祉法人	法人県民税の課税・非課税判定票 決算書、資金収支計算書等	
連結法人（親・子）	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書（第6号様式別表1） 法人税申告書（別表1の2、別表4の2）	○

（裏面もご覧ください）

その他の添付書類

【県税の課税免除関係】

区分	提出様式
茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例	産業活性化条例による法人事業税の課税免除申告書（様式第1号） 課税免除額の基礎となる課税免除額の割合，増加従業者数及び従業者数の増加割合に係る計算書（様式第1号付表） 新設又は増設をした事務所又は事業所に係る申告書（様式第3号） 県内従業者の雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者を確認できる書類
茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例	復興産業集積区域における事業税の課税免除申告書（様式第1号） 事業税の課税免除額の計算（様式第1号付表） 事業主別調書（様式第7号） 新增設に伴う従業者数調書（様式8号） 復興推進事業に関する実施事業報告書の写し 復興事業の実施に係る認定書の写し 対象施設等の概要のわかるもの（償却資産台帳など） 事業概要のわかるもの（パンフレットなど）
茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例	管轄の県税事務所にお尋ねください。
茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例	管轄の県税事務所にお尋ねください。

提出書類に不明な点がありましたら，下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

水戸県税事務所	029-221-4800	土浦県税事務所	029-822-7212
常陸太田県税事務所	0294-80-3311	土浦県税事務所 稲敷支所	029-892-6111
常陸太田県税事務所 高萩支所	0293-22-2019	筑西県税事務所	0296-24-9192
行方県税事務所	0299-72-0483	筑西県税事務所 境支所	0280-87-1120

各種様式のダウンロード方法

検索サイトで

又は，直接アドレスバーに下記アドレスを入力してください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>